

令和3年2月16日

(札幌市内全域における) 営業時間短縮の協力要請について

<北海道商工会議所連合会>

北海道は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「集中対策期間の延長」を発表し、2月16日(火)から2月28日(日)までの期間中、札幌市内全域の飲食店等に営業時間短縮の協力を要請しました。

本キャンペーンは、これらの要請に沿って運用しますので、利用者の皆様におかれましても、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

尚、小樽市内の酒類を提供する飲食店事業者への休業要請は、2月15日(月)をもって終了となることを申し添えます。

記

1. 期 間 令和3年2月16日(火)から2月28日(日)まで

2. 要 請 営業時間は、午前5時から午後10時まで
※夜10時以降～翌朝5時までの営業自粛を要請

「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

3. 対 象 「札幌市内全域」の飲食店・カラオケ店

※時短要請については、期間中においても、新規感染者数(週合計)の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

●集中対策期間における協力要請のポイント(北海道ホームページ)

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0213honbukaigi36_kettei.pdf

※小樽市内の酒類を提供する飲食店事業者への休業要請は、2月15日(月)で終了。